

第5回 福岡交通圏タクシー特定地域協議会 資料

資料1	特措法の概要 P	1	
資料2	福岡県内のタクシー事業の状況			
	・各特定地域のタクシー事業者数、車両数 P	2	~ 3
	・輸送実績の推移（法人タクシーのみ） P	4	
	・タクシー運転者の労働環境 P	5	~ 6
	・人身事故発生件数の推移 P	7	
資料3	特定事業計画の認定及び取り組み状況 P	8	~ 12
資料4	今後の取り組み P	13	~ 15
(参考)	協議会設置要綱			

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)とは?

特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

特措法の骨子

①特定地域の指定等

- 国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を「特定地域」として指定
(都道府県知事及び市町村長が国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することも可能)

②特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

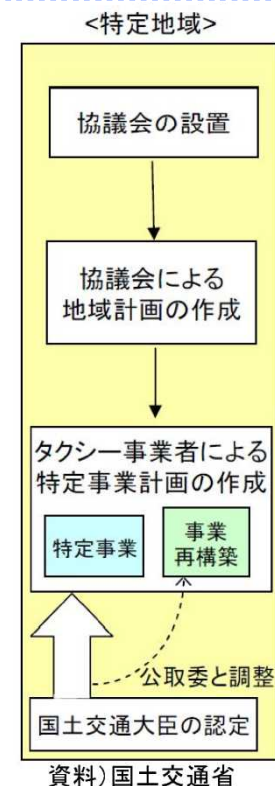
- 特定地域において、地域のタクシー事業の関係者(地域住民も含む)は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる。
地域計画で定めるべき事項:タクシー事業の適正化及び活性化推進に関する基本方針(地域計画の目標、目標達成のための事業等)

③特定事業計画の作成

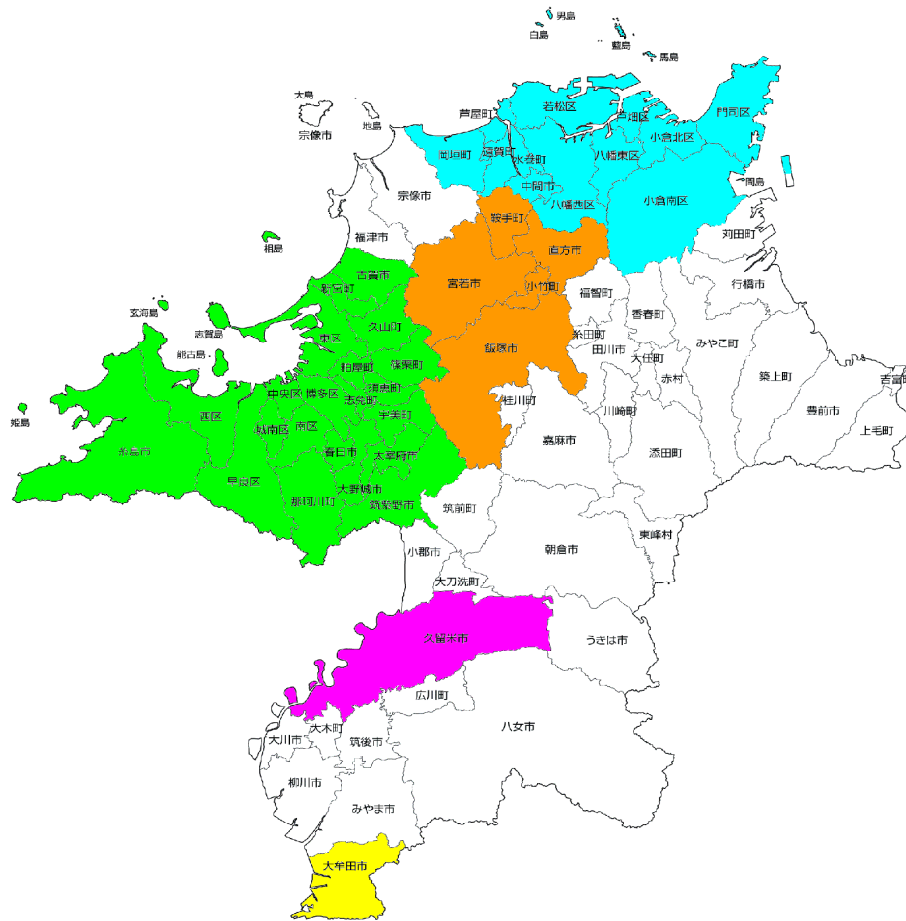
- 特定地域のタクシー事業者は、単独又は共同で、地域計画に即したタクシー事業の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。
- 特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

④特定地域における道路運送法の特例

- 特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。



各特定地域のタクシー事業者数・車両数



	北九州交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	83	2,990	544	3,534
平成14年3月末	87	3,293	721	4,014

	筑豊交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	21	463		463
平成14年3月末	22	478		478

	福岡交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	106	4,881	1,794	6,675
平成14年3月末	100	4,278	1,852	6,130

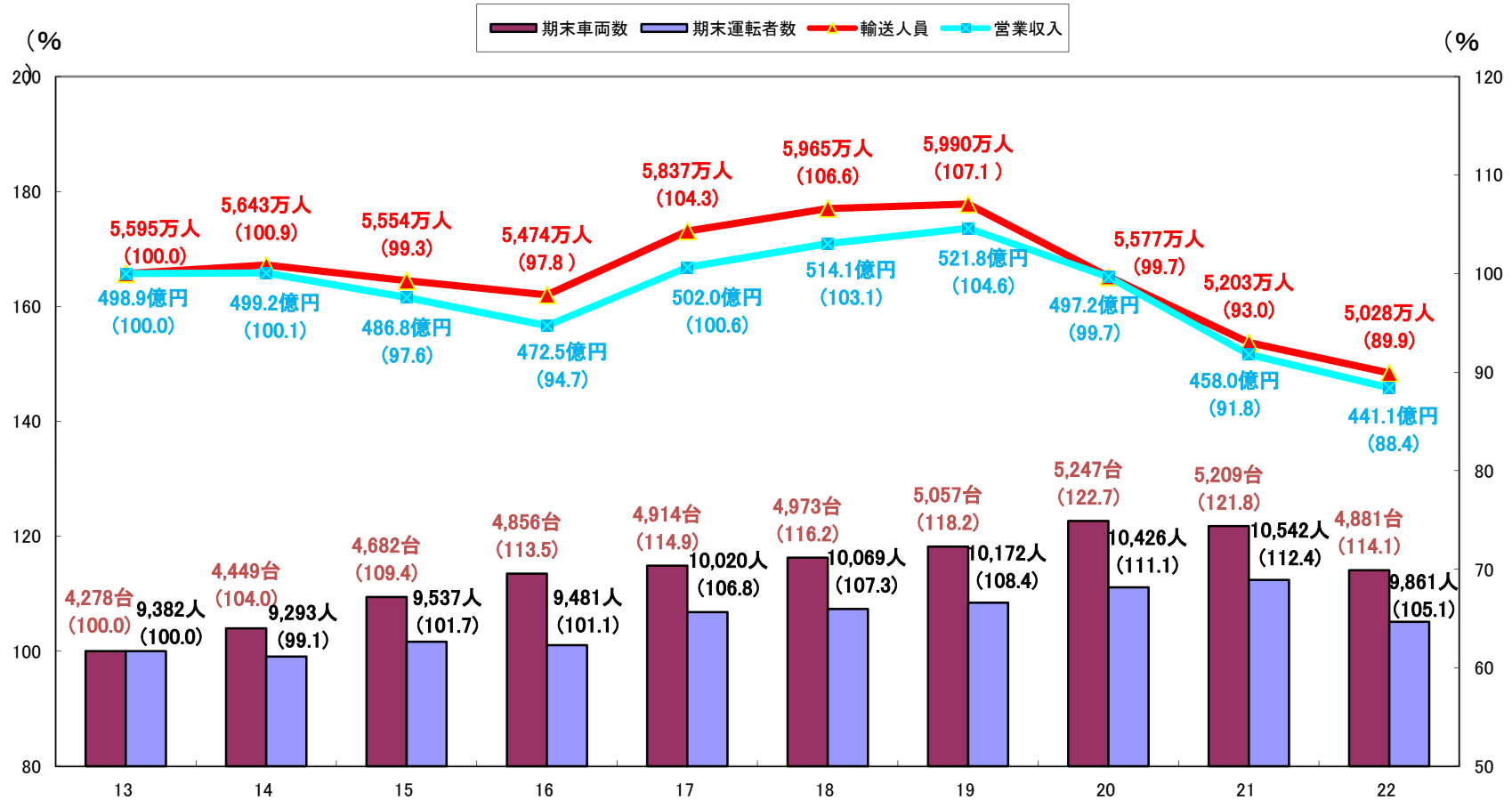
	大牟田市			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	10	214	22	236
平成14年3月末	12	300	28	328

	久留米市			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年3月末	29	637	110	747
平成14年3月末	29	653	144	797

新規許可(H14.2~H23.3)		
	事業者数 (H23.3月末)	車両数 (H23.3月末)
福岡交通圏	10社	518
北九州交通圏	4社	71

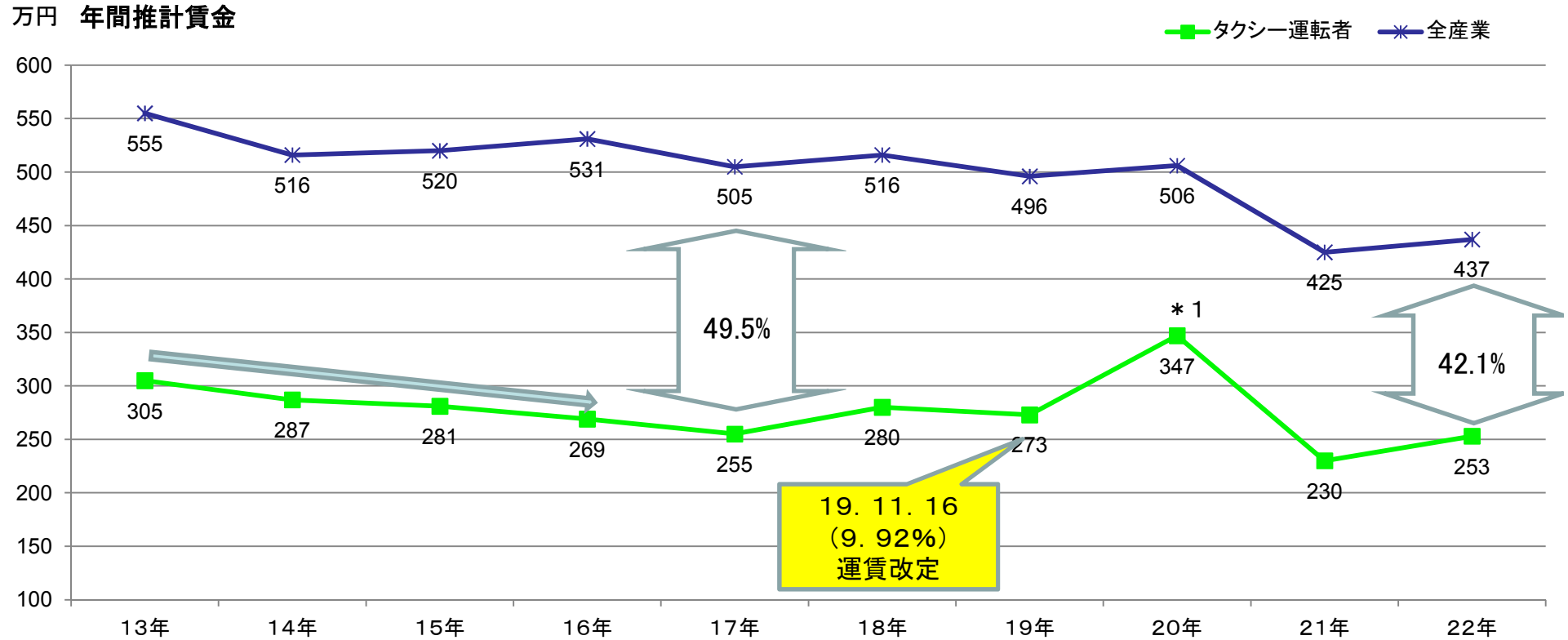
福岡交通圏の輸送実績の推移（法人タクシーのみ）

※（ ）の数値は、平成13年度を100とした場合の指数を表す。



出典：九州運輸局調べ

福岡県におけるタクシー運転者の労働環境(1)

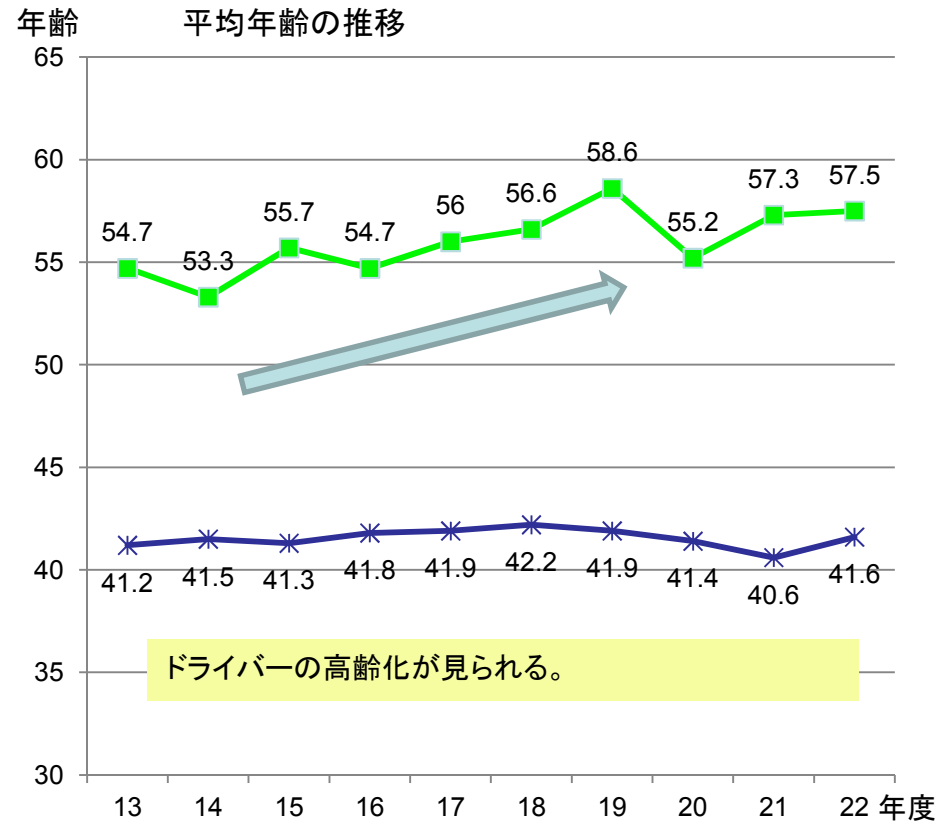
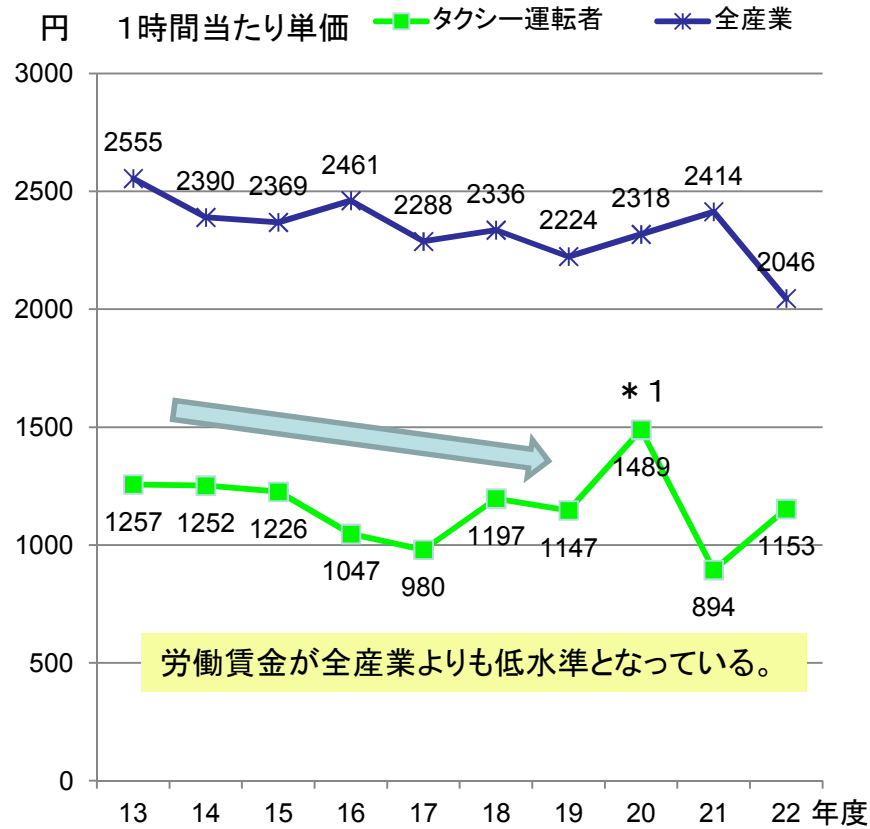


厚生労働省 賃金構造基本統計調査

* 1. 注 20年の数値(347)については、以下の2点に留意が必要。

- ①19年の運賃改定を踏まえ、運転者の賃金改善を行政指導による改善効果がある点。
- ②推計は、統計調査による6月の実績値を基に作っており、9月のリーマンショック以降の景気悪化による影響は加味されていない点。

福岡県におけるタクシー運転者の労働環境(2)



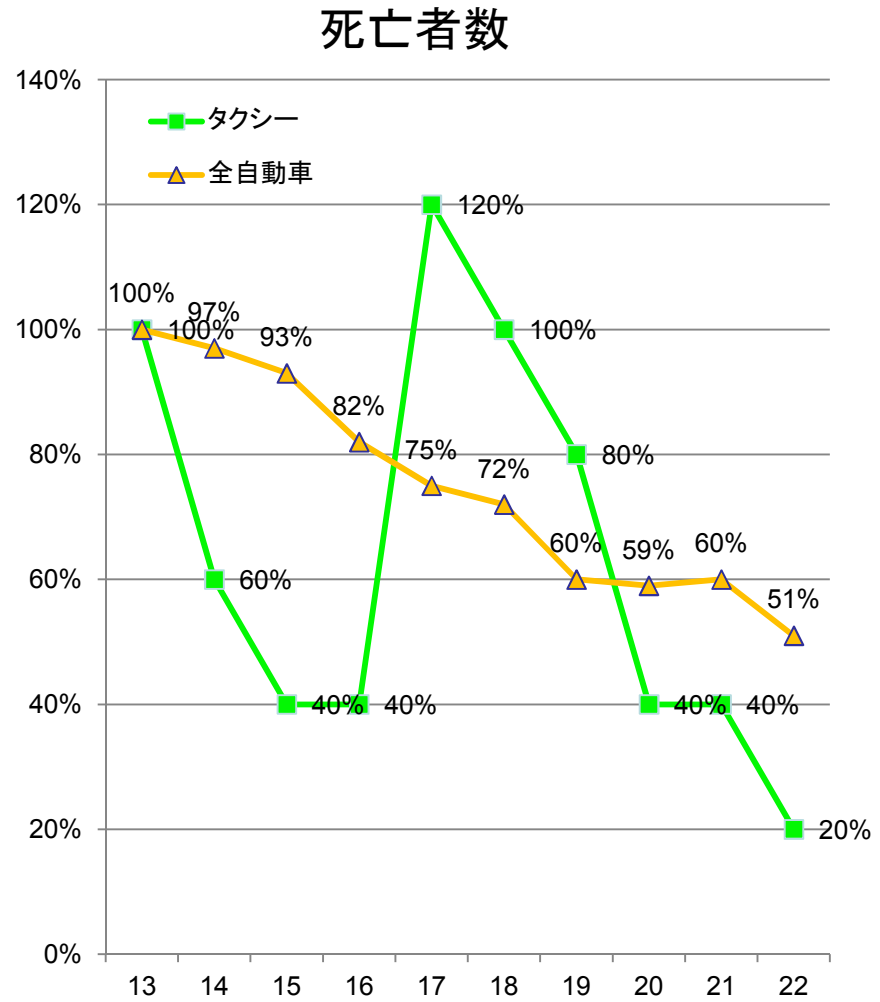
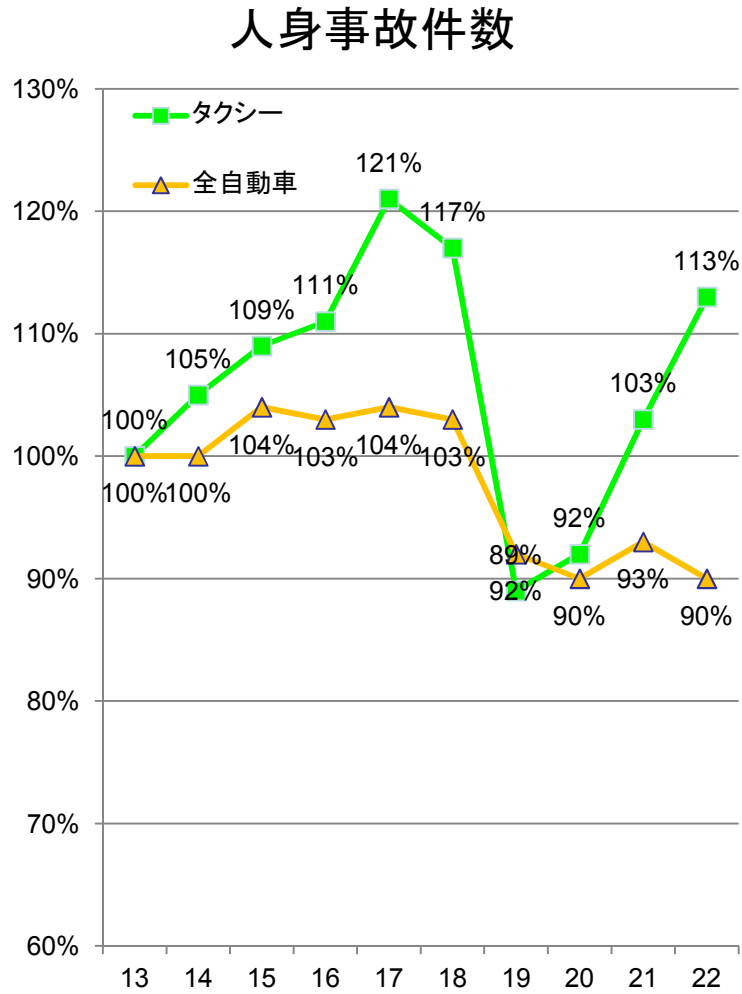
* 1. 注 20年の数値(1489)については、以下の2点に留意が必要。

①19年の運賃改定を踏まえ、運転者の賃金改善を行政指導による改善効果がある点。

②推計は、統計調査による6月の実績値を基に作っており、9月のリーマンショック以降の景気悪化による影響は加味されていない点。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査より

福岡県における人身事故発生件数の推移(H13=100)



福岡県警察本部交通部交通企画課 交通年鑑ダイジェストより

特定事業計画の認定状況等について

	特定地域	福岡県					九州運輸局計	全国計
		福岡交通圏	北九州交通圏	筑豊交通圏	大牟田市	久留米市		
○特定事業計画提出状況 (平成24年2月23日 現在)	交通圏内法人事業者数	105 者	82 者	21 者	10 者	29 者	560 者	4,454 者
	特定事業計画申請事業者数	103 者	80 者	21 者	10 者	29 者	556 者	4,364 者
	うち(共同)事業再構築を含むもの	96 者	57 者	20 者	2 者	15 者	434 者	2,719 者
	協議会未参加事業者数	5 者	0 者	0 者	0 者	0 者	12 者	56 者
	特定事業計画未提出事業者数	2 者	2 者	0 者	0 者	0 者	4 者	89 者

①特定地域指定日 (H21. 10. 1) 現在車両数	5,267 両	3,132 両	512 両	250 両	675 両	21,311 両	187,317 両
②特定地域指定日 (H21. 10. 1) 以降の道路運送法による減車数	87 両	18 両	0 両	36 両	9 両	307 両	3,285 両
③特定事業計画受付開始年月日	H22. 4. 30	H22. 6. 24	H22. 9. 17	H22. 9. 16	H22. 8. 31	21 地域	156 地域
④事業再構築実施前の車両数	5,180 両	3,114 両	512 両	214 両	666 両	21,004 両	184,032 両
⑤事業再構築による減車・休車計画車両数	527 両	176 両	57 両	3 両	45 両	1,760 両	16,178 両
⑥事業再構築実施後の計画車両数	4,653 両	2,938 両	455 両	211 両	621 両	19,244 両	167,854 両
⑦事業再構築による減車・休車実施済車両数	500 両	163 両	57 両	3 両	45 両	1,585 両	14,688 両
⑧本日現在の車両数	4,680 両	2,951 両	455 両	211 両	621 両	19,419 両	169,344 両
⑨適性と考えられる車両数							
実働率 85% の場合	4,280 両	2,850 両	410 両	210 両	590 両	17,540 両	156,699 両
⑥との乖離率	8.0%	3.0%	9.9%	0.5%	5.0%	8.9%	6.6%
実働率 90% の場合	4,040 両	2,690 両	390 両	200 両	560 両	16,550 両	140,250 両
⑥との乖離率	13.2%	8.4%	14.3%	5.2%	9.8%	14.0%	16.4%

福岡交通圏タクシー特定地域協議会 特定事業計画の取り組み状況

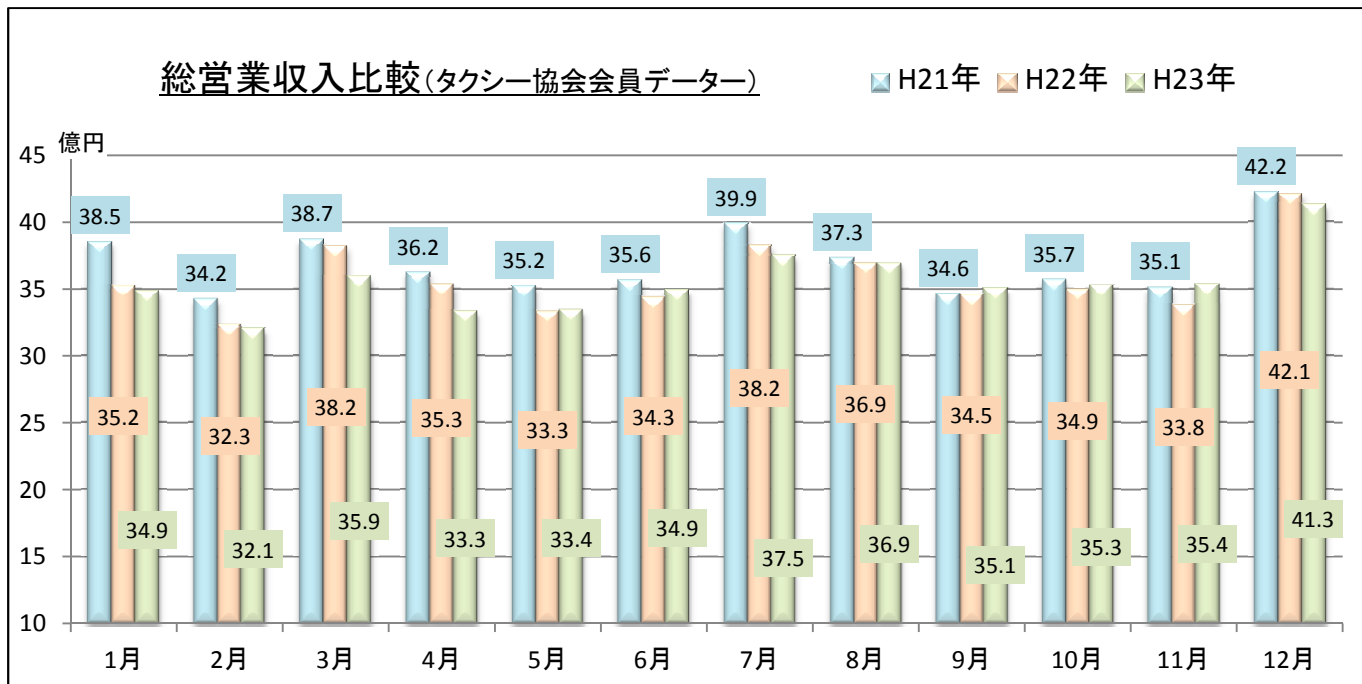
平成24年2月23日現在

特 定 事 業		実施主体			事業計画 認定事業 者数	実施状況	
		事業者	タク協	個人組		実施済	取組中
(1) タクシー事業者が実施主体となる特定事業							
① 利用者サービスの向上に資する事業							
1	イ、利用者の選択性の向上に資するため、サービス内容や基本的な情報提供の充実を図るためのホームページの開設	○			6	5	1
2	ロ、電子マネー、ICカード、クレジットカード決済器の導入及び他の輸送機関との連携による総合交通ネットワークの構築	○			4	4	0
3	ハ、優良乗務員の養成	○			7	5	2
② 情報通信技術の活用による運行の管理の高度化に関する事業							
4	イ、デジタル式GPS—AVMを活用した無線配車の効率化及び運行管理の高度化	○			2	1	1
5	ロ、デジタルタコグラフを活用した運行管理の効率化及び運転者が行う業務の省力化	○			2	2	0
③ 利用者の特別の需要に応じるための運送の実施に関する事業							
6	イ、子育て支援タクシーの導入及び拡充	○			1	1	0
7	ロ、妊婦支援タクシーの導入及び拡充	○			1	1	0
8	ハ、ケア輸送サービスの充実	○			2	2	0
9	ニ、ユニバーサルデザイン車両の導入	○			1	1	0
10	ホ、観光タクシーの企画・販売	○			4	3	1
11	ヘ、観光タクシー乗務員の養成	○			4	3	1
12	ト、観光コンベンションビューローが主催する観光従事者研修の受講	○			1	1	0
13	チ、通訳コールセンターの活用	○					
④ 環境問題への貢献							
14	イ、ハイブリッド車及びEV車等低公害車の導入	○			20	14	6
15	ロ、アイドリングストップ車の導入	○			2	2	0
16	ハ、アイドリングストップ運動の実施	○			23	21	2
17	ニ、グリーン経営認証の取得	○					
⑤ 労働条件の改善							
18	イ、賃金制度の見直し	○			2	2	0
19	ロ、防犯カメラの導入	○			26	25	1
20	ハ、防犯仕切り板の導入	○			46	42	4
21	ニ、乗務員に対する健康管理指導の充実	○			1	1	0
22	ホ、労働付加の軽減に資する施設及び関連機器の設置等	○			2	2	0
⑥ 安全性の維持・向上(事業用自動車総合安全プラン2009)							
23	イ、ドライブレコーダー・デジタルタコメーター等を活用した運行管理の高度化及び乗務員教育の実施	○			41	37	4
24	ロ、アルコールチェッカーの導入	○			10	8	2
25	ハ、運輸安全マネジメント講習の受講	○			10	6	4
26	ニ、安全運転講習会の受講	○			10	7	3
27	ホ、交通事故0運動の実施	○			40	38	2
(2) タクシー協会が取り組むその他の事業							
○ タクシーサービスの活性化及び良質な輸送サービスの提供							
28	① プレミアムタクシー乗務員の育成事業(継続事業)		○				
29	② 利用者の選択性の向上を推進する事業		○				
30	③ 多様化する利用者ニーズやマーケットを把握する事業		○				
(3) 個人タクシー事業者団体が取り組むその他の事業							
31	○ 優良個人タクシー事業者認定制度(マスターズ制度)の促進(継続事業)	○		○			
(4) タクシー協会及び個人タクシー事業者団体が共同で取り組むその他の事業							
32	○ タクシー業務適正化特別措置法に基づく適正化事業に関する調査等		○	○			

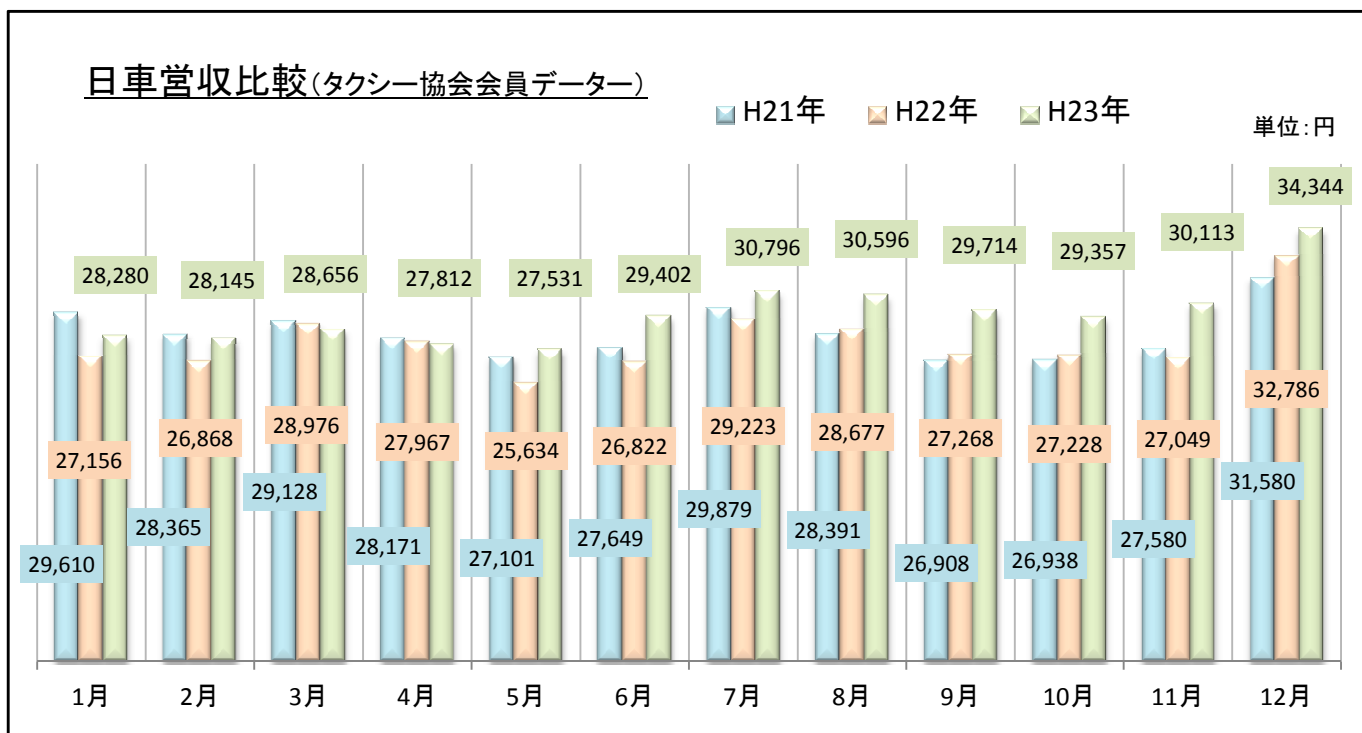
実施主体:(事業者)タクシー事業者 (タク協)タクシー協会 (個人組)個人タクシー組合

輸送実績対比表(福岡交通圏)

(一般乗用旅客者計)



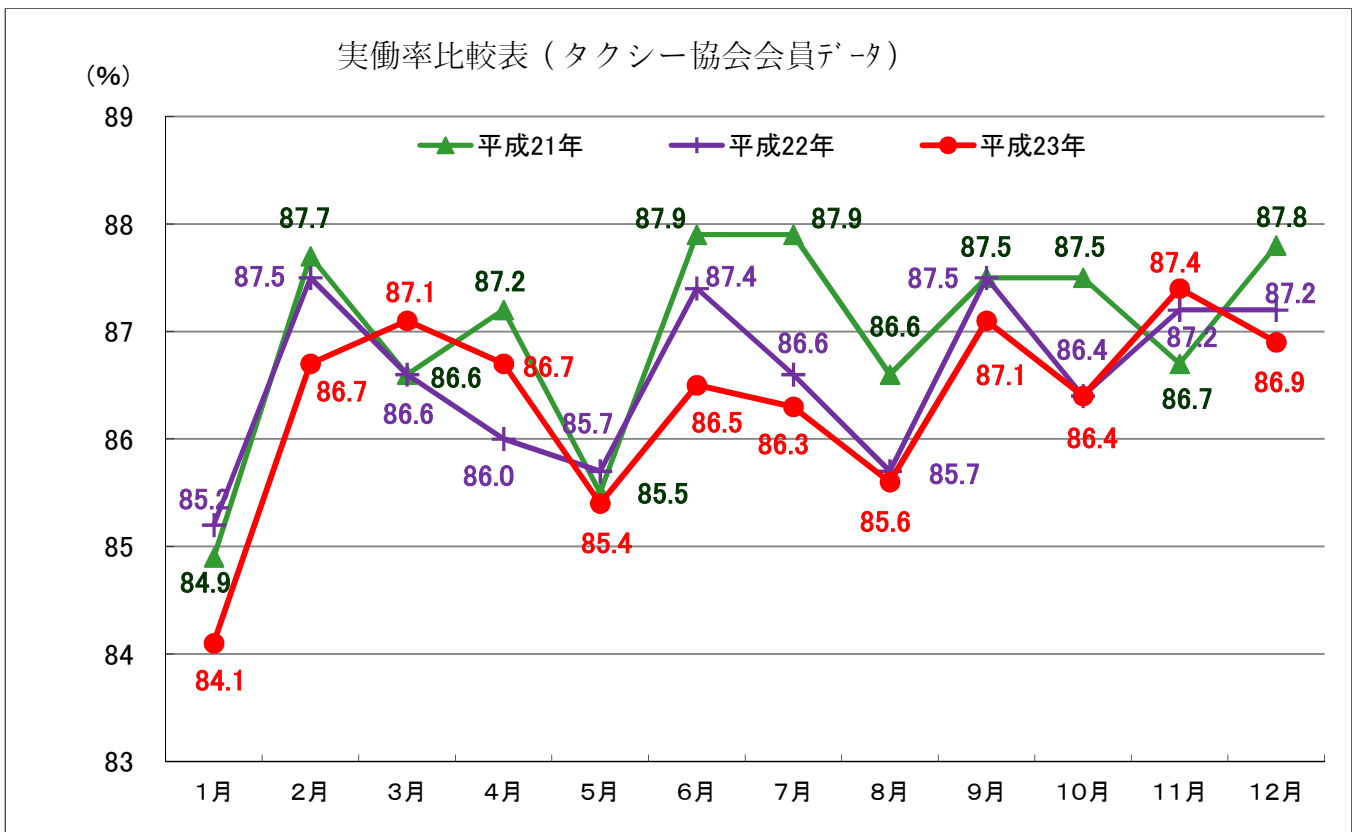
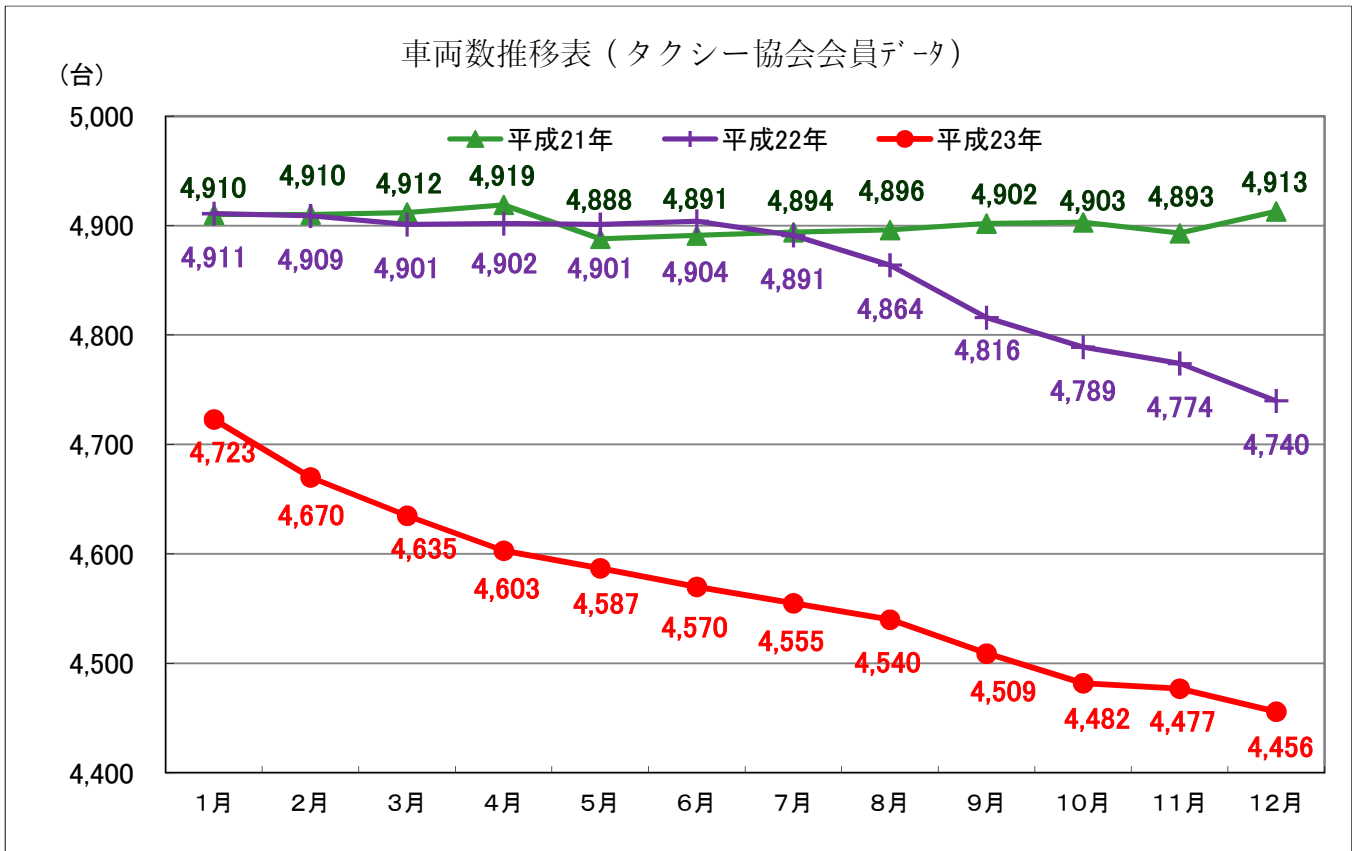
※ 平成21年の総営業収入は443.3億円で、平成22年の総営業収入は429.1億円、平成23年の総営業収入は425.9億円となっており、平成21年を100とした指数では、平成22年は96.8、平成23年は96.0となっている。



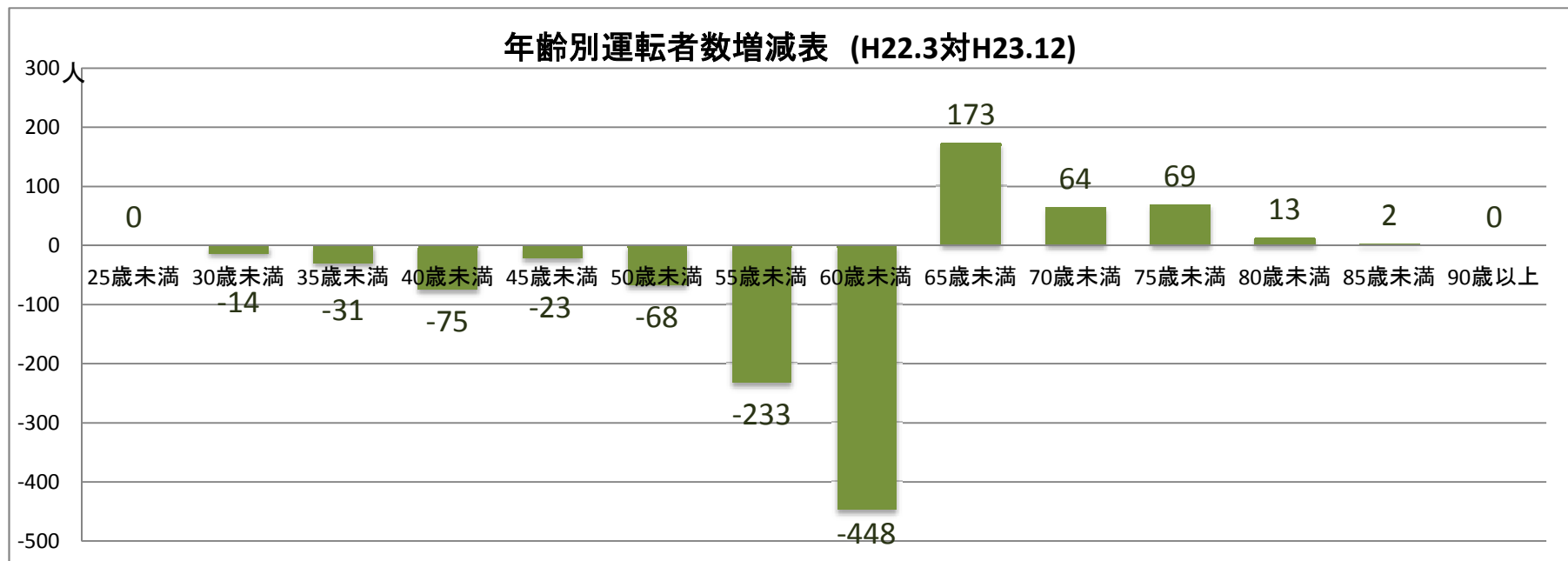
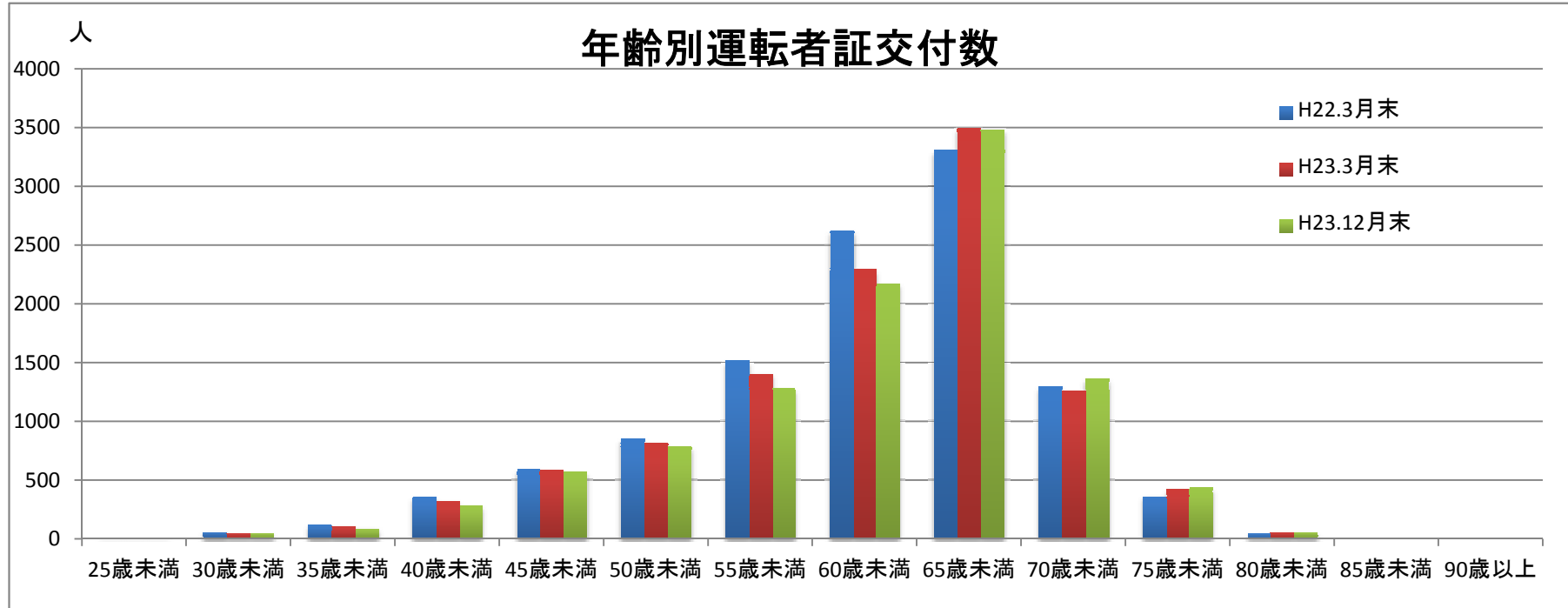
※ 平成21年の平均日車営業収入は28,442円で、平成22年の平均日車は27,971円、平成23年の平均日車営業収入は29,562円となっており、平成21年を100とした指数では、平成22年は98.3、平成23年は103.9となっている。

輸送実績対比表(福岡交通圏)

(一般乗用旅客者計)



福岡交通圏



今後の取組について

<事業再構築の推進>

○地域計画の3の(5)に盛り込まれた事業再構築の推進(抜粋)

(事業概要)

短期的事業 → 供給輸送力を削減した場合の影響調査及び1日1車あたり営業収入に係る寄与度調査並びに中州地区における客待ちタクシーの改善度調査。(平成22年4月に実施)

中期的事業 → 上記調査結果を踏まえたうえで事業再構築(減休車)との効果的な組み合わせの検証。

○公取委が新潟交通圏のタクシー事業者に注意をした事例

①公取委が新潟交通圏のタクシー事業者らに独禁法に基づき審査をしたところ、タクシー事業者はタクシー台数の削減を図るため、各社ごとの削減割り当て台数などについて繰り返し話し合っていた行為が認められた。

②この行為は、独禁法3条の規定に違反する行為につながる恐れがある。

③公取委はタクシー事業者に対して、今後、タクシー台数の削減について独禁法違反になるような行為を行うことがないよう文書による注意をした。

<適正化事業の実現>

○地域計画の3の(4)に盛り込まれた適正化事業の実現に向けた調査(抜粋)

(事業概要)

客待ちタクシーが集中する繁華街等における街頭指導や乗場管理の円滑化を図る為、タクシー業務適正化特別措置法に基づく適正化事業を実施するための調査事業。

○タクシー業務適正化特別措置法(抜粋)

(定義)

第2条 (1項~4項略)

5 この法律で「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受が専ら営業所以外の場所において、行われており、かつ、道路運送法第27条第1項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第13条の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の適性化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。(施行令第1条第1項 → 福岡地域は、「指定地域」)

6 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を

確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

(施行令第1条第2項 → 「特定指定地域」は、東京地域と大阪地域)

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第43条 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るため特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

2 タクシー事業者は、前項の指定をされた地区及び時間においては、同項の指定をされたタクシー乗場以外の場所でタクシーに旅客を乗車させてはならない。

3 国土交通大臣は、第1項の指定をするときは、当該指定する地区に係る都道府県公安委員会及び道路法による道路の管理者に協議を協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、第1項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシー乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

<活性化事業の推進>

(取組状況)

○外国人観光客の受入体制の整備事業

①タクシーコンシェルジュの配置

- ・英語 コンシェルジュ16名中 8名が対応
- ・中国語 コンシェルジュ16名中12名が対応
- ・韓国語 コンシェルジュ16名中 4名が対応

②指差しマップの作成 (英語・中国語・韓国語対応)

③3カ国語会話集 (英語・中国語・韓国語：観光庁より提供)

④語学研修の実施 (中国語・韓国語：毎週1回×10週)

⑤クルーズ船の入港時に通訳を配置

○利用者の選択制の向上を図る事業

①プレミアム乗務員の育成

- ・参加事業者 29社
- ・車両数 70両
- ・乗務員数 220名

②専用乗り場の新設

- ・JR博多駅地下2階タクシー乗り場

○平成24年度の事業

観光客に福岡の良さを語れる乗務員を育成する目的で、かつ、観光客が欲しがる情報を満載した乗務員向け観光マニュアルを作成する。

(掲載内容)

- ①歴史に纏わる面白情報
- ②福岡のパワースポット及びその謂われ
- ③福岡の食事処
- ④福岡の地酒
- ⑤福岡の特産品等々

福岡交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

制定 平成21年11月6日

(目的)

第1条 福岡交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号以下「法」という。）の規定に基づき、福岡交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② 他の協議会との合同開催の実施について
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員及び任期)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

- (1) 福岡運輸支局長
- (2) 地方公共団体の長又はそれらの指名する者
 - ① 福岡県知事又はその指名する者
 - ② 福岡市長又はその指名する者
 - ③ 春日市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 社団法人福岡県タクシー協会会長
 - ② 社団法人福岡市タクシー協会会長
 - ③ 社団法人福岡市タクシー協会副会長
 - ④ 福岡県個人タクシー協会会長
- (4) 労働組合等
 - ① 交通労連福岡県支部福岡ハイタク労連を代表する者
 - ② 自交総連福岡地方連合会を代表する者
 - ③ 日本私鉄労働組合九州地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民の代表
 - ① 財団法人福岡県消費者協会専務理事
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 福岡労働局労働基準部監督課長
- (7) 協議会の構成員は、福岡県内の他の特定地域に係る協議会の構成員を兼務することができるものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、福岡運輸支局輸送部門及び社団法人福岡県タクシー協会並びに社団法人福岡市タクシー協会に置く。
- 6 事務局は、協議会の運営に関する事務を行う。
- 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合

法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 九州運輸局長又はその指名する者が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合(1)の議決方法を持って決することとする。

- 8 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 9 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 10 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。
- 11 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

福岡交通圏タクシー特定地域協議会

委員名簿

平成24年3月7日現在

	協議会要綱等	所 属	委 員
法 8 条 1 項	地方運輸局	九州運輸局 福岡運輸支局	常岡 浩治
	地方公共団体	福岡県 県土整備部 企画交通課長	大場 優
		福岡市 住宅都市局 都市計画部長	緒方 隆哉
		春日市 都市整備部長	楠田 金文
	タクシー事業者等	社団法人 福岡県タクシー協会 会長	田中 亮一郎
		社団法人 福岡市タクシー協会 会長	中井 眞紀
		社団法人 福岡市タクシー協会 副会長	上村 謙二
		社団法人 福岡市タクシー協会 副会長	高橋 正秀
		福岡県個人タクシー協会 会長	三輪 孝一
	労働組合等	交通労連福岡県支部福岡地方ハイタク労連書記長	中野 隆士
		自交総連福岡地方連合会 副委員長	緒方 満
		日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長	大山 秀彰
	地域住民代表	財団法人 福岡県消費者協会 専務理事	立塚 友彰
法 8 条 2 項	その他協議会が必要と認める者	福岡労働局 労働基準部 監督課長	木下 麻子
	オブザーバー	福岡県 警察本部 交通部 交通規制課長	岸 武司
	事務局	共同事務局 福岡運輸支局 (社)福岡県タクシー協会 (社)福岡市タクシー協会	